

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 8年度				
設計年月	令和 年 月				
予算科目	款	項	目	節	
工事場所	京都市右京区嵯峨天龍寺芒ノ馬場町他地内				
路線名又は河川名等					
工事名	道路除草及び清掃業務委託（西部土木みどり事務所管内）				
工期	契約日の翌日から令和 9年 2月12日まで				
事業課（所）名	西部土木みどり事務所	単価使用年月	令和 年 月		
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月		
変更回数		基準適用年月	令和 年 月		
主工種		単価地区			
前払金支出		調整区分			

京都市 建設局

チェック欄	

工事概要

業務箇所			箇所	25	
除草（機械・肩掛式）	m2	12,900	除草（人力）	m2	1,400
路面清掃（路肩部・人力）	km	11.4			

施工理由

本業務は、標記箇所において除草及び清掃作業を実施することにより、道路環境の改善及び道路交通の安全確保を図るものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工事価格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給品費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 建設局

積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2026年6月	
歩掛適用年月	2026年6月	
基準適用年月	2026年6月	
単価地区	2601: I地区	
調整区分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	13:道路維持工事	
施工地域等補正	大都市（2）	1.5
ICT施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	補正なし	1.00
現場管理費		
施工地域等補正	大都市（2）	1.2
ICT施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	補正しない	0.00%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費(諸雑費込)等の区分	備考
除草工	道路除草工	除草処分	刈草		t	35,000	処分費	
道路清掃工	路面清掃工	一般廃棄物(塵芥)処分			t	17,700	処分費	
道路清掃工	路面清掃工	土砂処分	建設発生土		m3	2,550	処分費	

設計内訳書 (本01)

工事名	道路除草及び清掃業務委託 (西部土木みどり事務所管内)				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路維持		式	1				
除草工		式	1				
道路除草工		式	1				
除草	作業形態:機械除草(肩掛式)	m2	12,900				単 1号
除草	作業形態:人力除草	m2	1,400				単 2号
集草		m2	14,300				単 3号
積込運搬	ダンプトラック	m2	14,300				単 4号
除草処分	刈草	t	11				単 5号
道路清掃工		式	1				
路面清掃工		式	1				
路面清掃(路肩部・人力)	作業形態:昼間,塵埃量:多い	km	11.4				単 6号
路面清掃(路肩部・人力)	作業形態:昼間,塵埃量:普通	km	1				単 7号
積込運搬	ダンプトラック	m2	3,700				単 8号

設計内訳書（本01）

工事名	道路除草及び清掃業務委託（西部土木みどり事務所管内）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
一般廃棄物（塵芥）処分		t	10				単 9号
土砂等運搬	土質：土砂(岩塊、玉石混り土砂含む)、現場制約有り、人力	m3	10				単 10号
土砂処分	建設発生土	m3	10				単 11号
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	交通誘導警備員A	人日	10				単 12号
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人日	60				単 13号
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				

1次単価表

単価使用年月	2026.06
歩掛適用年月	2026.06
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 1号	除草	作業形態:機械除草 (肩掛式)	単位	m2	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	除草	肩掛け式,有り						04-03-14
	CB432110		m2	1				
	合計							
	単価							円/m2

1次単価表

単価使用年月	2026.06
歩掛適用年月	2026.06
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 2号	除草	作業形態:人力除草	単位	m2	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	除草	人力除草						04-03-14
	CB432110		m2	1				
	合計							
	単価							円/m2

1次単価表

単価使用年月	2026.06
歩掛適用年月	2026.06
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 3号	集草		単位	m2	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	CB432140		m2	1				04-03-14
	合計							
	単価						円/m2	

1次単価表

単価使用年月	2026.06
歩掛適用年月	2026.06
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 4号	積込運搬	ダンプトラック	単位	m2	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	CB432150	ダンプトラック(オンロード・ティセブル・2t積), 6.5km以下, 全ての費用	m2	1				04-03-14
	合計							
	単価						円/m2	

1次単価表

単価使用年月	2026.06
歩掛適用年月	2026.06
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 5号	除草処分	刈草	単位	t	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	処分費(t)							単 14号 01-14-01
	WB020052		t	1				
	合計							
	単価							円/t

1次単価表

単価使用年月	2026.06
歩掛適用年月	2026.06
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 6号	路面清掃(路肩部・人力)	作業形態:昼間,塵埃量:多い	単位	km	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	路面清掃(路肩部・人力)	多い						04-03-15
	CB432510		km	1				
	合計							
	単価							円/km

1次単価表

単価使用年月	2026.06
歩掛適用年月	2026.06
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 7号	路面清掃(路肩部・人力)	作業形態:昼間,塵埃量:普通	単位	km	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	路面清掃(路肩部・人力)	普通	km	1				04-03-15
	CB432510							
	合計							
	単価						円/km	

1次単価表

単価使用年月	2026.06
歩掛適用年月	2026.06
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 8号	積込運搬	ダンプトラック	単位	m2	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	積込運搬	ダンプトラック(オンロード・ティセブル・2t積), 11.5km以下, 全ての費用	m2	1				04-03-14
	CB432150							
	合計							
	単価						円/m2	

1 次単価表

単価使用年月	2026.06
歩掛適用年月	2026.06
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 9号	一般廃棄物（塵芥）処分		単位	t	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 一般廃棄物（塵芥）	Y007600001002		t	1				
合計								
単価							円/t	

1 次単価表

単価使用年月	2026.06
歩掛適用年月	2026.06
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 10号	土砂等運搬	土質：土砂(岩塊、玉石混り土砂含む)、現場制約有り、人力	単位	m3	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
土砂等運搬	CB210110	現場制約あり,人力,土砂(岩塊・玉石混り土含む),有り,6.0km以下	m3	1				02-01-02
合計								
単価							円/m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026.06
歩掛適用年月	2026.06
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 11号	土砂処分	建設発生土	単位	m3	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	処分費 土砂処分	Y007600001003	m3	1				
	合計							
	単価						円/m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026.06
歩掛適用年月	2026.06
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 12号	交通誘導警備員	交通誘導警備員A	単位	人日	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	交通誘導警備員A	WB010211	人日	1				単 15号 02-05-21
	合計							
	単価						円/人日	

1次単価表

単価使用年月	2026.06
歩掛適用年月	2026.06
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 13号	交通誘導警備員	交通誘導警備員B	単位	人日	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	交通誘導警備員B		人日	1				単 16号 02-05-21
	WB010212							
	合計							
	単価							円/人日

2次単価表

単価使用年月	2026.06
歩掛適用年月	2026.06
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 14号 WB020052	処分費(t)		単位	t	単位数量	100	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 除草処分	Y007600001001		t	100				
合計								
単価							円/t	

2次単価表

単価使用年月	2026.06
歩掛適用年月	2026.06
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 15号 WB010211	交通誘導警備員A		単位	人日	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A	R0803		人	1				
諸雑費(まるめ)	ZS3000004		式	1				
合計								
単価							円/人日	

2次単価表

単価使用年月	2026.06
歩掛適用年月	2026.06
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 16号 WB010212	交通誘導警備員B		単位	人日	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	交通誘導警備員B		人	1				
	R0804							
	諸雑費(まるめ)		式	1				
	ZS3000004							
	合計							
	単価							円/人日

特記仕様書（個別工事編）

工事名 道路除草及び清掃業務委託（西部土木みどり事務所管内）

工事場所 京都市右京区嵯峨天龍寺芒ノ馬場町他地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和8年4月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事实施要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第4条（ウィークリースタンスの実施）

本工事は、ウィークリースタンスの対象である。

実施に当たっては、「京都市建設局ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、以下の項目について取り組むこととする。

- (1) 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
- (2) 休前日（金曜日等）に新たな依頼をしない。
- (3) 勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。
- (4) 昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。
- (5) 作業内容に見合った作業期間を確保する。（適正な期限日を設定する。）
- (6) 打合せは Web 会議（ビデオ会議機能）も活用する。

なお、工事の特性を踏まえ、災害等の緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び関係機関等との協議による休日又は夜間作業等により、取組が実施できない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）については、受発注者で確認し、共有する。

第5条（前払金）

前払金は、請負代金の30%以内とする。

2 現場条件に関する事項

第6条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等を留意すること。

- 1 私有地内にある樹木等に損害を与えたり、踏み荒らしたりすることがないように十分注意すること。損傷を与えた場合は、請負者の責任において処理すること。
- 2 施工機械については、日々運搬回送すること。回送費は、共通仮設費に含まれている。
- 3 本工事施工範囲における、施工上及び現場管理上のトラブルについては、請負者の責任において処理すること。
- 4 本工事作業中及び作業終了後は工事現場に関する点検を行い、異常がある場合にはただちに監督職員に連絡するとともに速やかに応急措置を行うこと。また、雨天、積雪時についても異常がないか巡回・点検を行い安全確保に努めること。
- 5 除草後の草が散乱しないように、すみやかに集積運搬処分すること。
- 6 歩行者及び通行車両等の交通に支障とならないように履行し、飛石防止対策等の安全対策を講じること。
- 7 補助刈り(人力除草)等を含め、刈残しがないよう履行すること。
- 8 草の刈取り高は、5cm以下とすること。
- 9 土砂の処分については、処理業者の指示に従い、塵埃等の混入がないようにすること。
- 10 作業着工の時期については、監督職員と協議を行い、決めるものとすること。
- 11 現道上で作業を行う場合は、作業期間、作業時間帯、道路占用形態などについて作業前に所轄警察署等の関係機関と協議する必要があるため、請負者は協議に必要な資料等を監督職員に提出するとともに必要に応じ協議に参加すること。

また、監督職員が求めた場合、週間（月間）工程表等の作業の進捗状況等に係る資料を作成し、作業に関係する機関または監督職員に提出すること。

- 12 工期末1ヶ月前には出来高数量及び出来形数量を監督職員に提出すること。
- 13 作業時期について、1回目は契約後速やかに、2回目は10月上旬を目安に監督員の指示に従うこと。

第7条（施工時間）

施工は昼間施工とする。ただし、所轄警察署等と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第8条（交通誘導警備員）

- 1 受注者は、当該工事に警備業者の交通誘導警備員を配置する必要がある場合、警備員等の検定等に関する規則（平成17年11月18日国家公安委員会規則第20号）に基づく交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）を規制箇所ごとに1名以上配置するものとする。ただし、同規則第2条の規定により、各公安委員会が必要と認める路線・区間以外で、所轄警察署等との打合せの結果、交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）以外の配置を認められた場合は、この限りではない。
- 2 受注者は、交通誘導警備検定合格証の写しを監督職員に提出するものとする。
- 3 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の有無
作業箇所	2名	国道162号 交通誘導警備員A 1名 交通誘導警備員B 1名	昼間	無
		その他路線 交通誘導警備員B 2名		

- 4 上表において交替要員を有としている配置場所については、作業中は交通誘導警備員を常時配置するものとし、休憩時等における交替要員を考慮するものとする。

第9条（段階確認）

受注者は、次の工種について、監督職員が臨場のうえ段階確認を行うものとする。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

段階確認

工種	検査時期	確認項目	回数
道路除草工	除草作業完了後速やかに	刈高確認	作業完了後1回
路面清掃工	塵芥処理作業完了後速やかに	清掃状況確認	作業完了後1回

3 建設副産物に関する事項

第10条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<一般廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
一般廃棄物 刈草	京都市から廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都市西京区榎原秤谷 39-1	設計運搬距離 L = 6. 5km
一般廃棄物 塵埃	京都市から廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路八反田 29	設計運搬距離 L = 11. 4 km

2 建設発生土が発生する場合の対応（指定地処分）

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時まで監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設計変更の対象とする。

<建設発生土>

建設副産物	受入場所	備 考
建設発生土	（指定地処分）豊坂建材株式会社 京都市西京区榎原芋峠 60-3	設計運搬距離 L = 5. 4 km

なお、土壌調査を実施することとなる場合は、建設発生土の搬出前に土壌調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壌分析結果証明書（計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））

(2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

4 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設の中から積算上の2番目以降の受入地（以下、「積算受入地」という。）を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地（以下、「提案受入地」という。）を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

4 その他事項

第11条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の28日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の14日前までに提出すること。

第12条（京都市建設局検査書類限定型工事の検査の試行）

1 本工事は、「京都市建設局検査書類限定型工事の検査試行要領」（令和7年7月）に基づく対象工事として、検査を試行することができる。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000343988.html>

2 工事の書類検査は、検査時（完成・既済部分・中間）において、下記の8分類に限定して行うことを原則とする。

①施工体制	⑤出来形図書
②施工計画	⑥打合せ簿
③工事材料資料の確認及び 品質規格証明書類	⑦工事写真
④品質管理	⑧電子納品

※1)上記8分類以外の書類も、従来どおり全て監督職員へ提出すること。

※2)検査時に、限定型工事の検査対象書類のみを抜粋するといった、取りまとめを行う必要はない。

※3)以下の工事は書類限定検査の対象外とする。

- ・低入札価格調査の対象となった工事

- ・当該工事で法令遵守等に係る減点対象行為があった場合

(工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表参照)

- 3 検査職員が追加書類を求める場合は、上記8分類以外の追加書類の提出を併せて受注者に通知する。
- 4 実地検査（現場）においては、出来形を確認できる資料を準備すること。
- 5 実施状況や改善点等を把握するためのアンケート調査がある場合には協力すること。

第13条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。
システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。
- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。
なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>

第14条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1） 「段階確認」、 「材料確認」 及び 「立会」 の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

